

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	うるま市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和4年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法に関する事務
②事務の概要	生活保護法により、生活に困窮する国民(行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護の対象者を含む)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
③システムの名称	1 生活保護システム(PLANETS) 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項 別表第一第15項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第1項 別表第1第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項 第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第119項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保護課
②所属長の役職名	保護課長 池原 善達
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務課 (沖縄県うるま市みどり町1-1-1 TEL:098-973-0606)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市福祉事務所保護課 (沖縄県うるま市みどり町1-1-1 TEL:098-979-6552)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う業務	うるま市では、生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程	生活保護法により、生活に困窮する国民(行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いに	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う業務	1. 生活保護支援システム(LIPLAS)	1 生活保護支援システム(LIPLAS)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	なし	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	なし	3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月	事前	情報連携根拠法改正のため
平成29年7月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月5日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	IV リスク対策 1.~9.	なし	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	表紙 公表日	平成30年7月11日	令和元年5月24日	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	1 生活保護支援システム(LIPLAS)	1 生活保護システム(PLANETS)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月5日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月5日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第119項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項	事後	情報連携根拠法令修正のため
令和3年6月8日	表紙 公表日	令和2年6月17日	令和3年6月18日	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和4年6月17日	表紙 公表日	令和3年6月18日	令和4年6月17日	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和4年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)